

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成27年4月1日

(第105期) 至 平成28年3月31日

日本タングステン株式会社

(E01907)

第105期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本タングステン株式会社

目 次

	頁
第105期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	11
3 【対処すべき課題】	12
4 【事業等のリスク】	17
5 【経営上の重要な契約等】	18
6 【研究開発活動】	18
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3 【設備の状況】	21
1 【設備投資等の概要】	21
2 【主要な設備の状況】	21
3 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
2 【自己株式の取得等の状況】	45
3 【配当政策】	46
4 【株価の推移】	46
5 【役員の状況】	47
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
2 【財務諸表等】	100
第6 【提出会社の株式事務の概要】	114
第7 【提出会社の参考情報】	115
1 【提出会社の親会社等の情報】	115
2 【その他の参考情報】	115
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	116
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成28年6月29日

【事業年度】 第105期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 日本タングステン株式会社

【英訳名】 Nippon Tungsten Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 後 藤 信 志

【本店の所在の場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【電話番号】 092-415-5500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営管理本部長 大 島 正 信

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【電話番号】 092-415-5500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営管理本部長 大 島 正 信

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (百万円)	12,469	11,333	11,616	11,372	11,022
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△20	△250	320	372	795
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	219	△794	303	401	651
包括利益 (百万円)	△68	△978	391	663	308
純資産額 (百万円)	7,919	6,819	7,950	8,563	8,652
総資産額 (百万円)	16,094	15,435	16,155	16,177	14,777
1株当たり純資産額 (円)	313.84	274.97	322.36	348.33	358.29
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	8.96	△32.43	12.39	16.42	26.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	8.91	—	12.30	16.27	26.42
自己資本比率 (%)	47.8	43.6	48.8	52.7	58.3
自己資本利益率 (%)	2.9	△11.0	4.1	4.9	7.6
株価収益率 (倍)	19.9	—	14.0	11.3	6.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	638	82	778	970	1,144
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△416	△60	△405	△802	△270
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△228	254	185	△634	△1,162
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	2,473	2,812	3,395	2,955	2,624
従業員数 〔外、平均臨時雇用数〕 (人)	925 〔85〕	912 〔96〕	622 〔101〕	541 〔102〕	506 〔102〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第102期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3 第102期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4 従業員数は、就業人員数を示しております。

5 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
売上高 (百万円)	9,775	9,429	9,556	9,853	9,983
経常利益 (百万円)	480	363	476	609	756
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	550	△657	215	519	639
資本金 (百万円)	2,509	2,509	2,509	2,509	2,509
発行済株式総数 (株)	25,777,600	25,777,600	25,777,600	25,777,600	25,777,600
純資産額 (百万円)	7,373	6,500	6,707	7,228	7,494
総資産額 (百万円)	14,670	14,129	14,669	14,771	13,631
1株当たり純資産額 (円)	299.88	264.22	272.54	293.77	310.14
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (2.00)	2.00 (2.00)	4.00 (2.00)	5.00 (2.00)	7.50 (2.50)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	22.46	△26.85	8.79	21.25	26.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	22.33	—	8.72	21.05	25.93
自己資本比率 (%)	50.1	45.8	45.5	48.7	54.7
自己資本利益率 (%)	7.7	△9.5	3.3	7.5	8.7
株価収益率 (倍)	7.9	—	19.8	8.8	6.6
配当性向 (%)	22.3	—	45.5	23.5	28.7
従業員数 [外、平均臨時雇用数] (人)	377 [57]	370 [64]	376 [73]	378 [75]	374 [75]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第102期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3 第102期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4 第102期の配当性向については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5 従業員数は、就業人員数を示しております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和6年4月	佐賀市に日本タングステン合名会社設立、住吉工場(福岡市住吉)を開設しタングステンの製造、販売を開始
昭和6年7月	東京出張所開設(現東京支店)
昭和7年3月	大阪出張所開設(現大阪支店)
昭和7年9月	株式会社に改組、同時に東京電気株式会社(現株式会社東芝)の傘下に入る
昭和7年11月	本社を福岡市住吉に移転
昭和16年1月	昭和冶金株式会社を吸収合併
昭和23年7月	独占禁止法施行により東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝)が保有する当社株式を持株会社整理委員会に譲渡
昭和26年4月	持株会社整理委員会より上記株式を公開
昭和31年4月	名古屋営業所開設(現名古屋支店)
昭和34年5月	福岡支店開設(現九州支店)
昭和35年11月	塩原工場(福岡市塩原)開設
昭和36年10月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場
昭和37年1月	株式を福岡証券取引所市場に上場
昭和38年6月	塩原工場完成と共に本社を当工場内に移転、本社工場となる
昭和38年10月	住吉工場を本社工場に移転
昭和41年9月	株式会社昭和電気接点工業所へ資本参加(連結子会社)
昭和45年2月	飯塚工場(福岡県飯塚市)開設
昭和50年7月	宇美研究所(福岡県宇美町)開設(現宇美工場)
昭和51年7月	工務部門を分離し、株式会社福岡機器製作所を設立(連結子会社)
昭和54年4月	タイ国に関連会社、サハビリヤニッタン株式会社を設立
平成5年11月	本社を所在地(福岡市博多区)に移転、本社工場を福岡工場と改称
平成7年10月	タイ国に関連会社、SVニッタンプレジジョン株式会社を設立
平成8年9月	基山工場(佐賀県基山町)開設、福岡工場及び宇美工場の一部を移転
平成12年3月	株式会社エヌ・ティーサービス株式取得(連結子会社)
平成15年6月	基山工場、飯塚工場、宇美工場をQMS製造本部として、ISO9001:2000認証取得
平成17年7月	中国に関連会社、上海電科電工材料有限公司を設立
平成17年12月	サハビリヤニッタン株式会社とSVニッタンプレジジョン株式会社が合併しSVニッタン株式会社となる(持分法適用関連会社)
平成18年1月	上海三義精密模具有限公司(現上海恩悌三義実業発展有限公司)に出資し関連会社となる
平成18年11月	中国に子会社、恩悌(上海)商貿有限公司を設立(連結子会社)
平成21年11月	中国に子会社、恩悌(香港)有限公司を設立(連結子会社)
平成21年12月	米国に子会社、NIPPON TUNGSTEN USA, INC. を設立(連結子会社)
平成22年4月	上海電科電工材料有限公司に追加出資し連結子会社となる(連結子会社)
平成22年8月	上海三義精密模具有限公司(現上海恩悌三義実業発展有限公司)に追加出資し連結子会社となる(連結子会社)

(注) 1 上海電科電工材料有限公司は、清算手続中でありましたが、平成28年4月14日をもって清算終了となりました。

2 恩悌(香港)有限公司は、恩悌(上海)商貿有限公司100%出資の子会社であり、当社は間接所有となります。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社8社及び持分法適用関連会社1社により構成され、粉末冶金事業を主たる事業として、産業用機器事業並びにこれらに類しないその他の事業を行っております。

当社グループの事業概要は次のとおりであります。

(粉末冶金事業)

タングステン及びモリブデン線・棒・板、電気接点、電極、磁気ヘッド基板、超精密加工品、半導体・液晶関連機械部品、NTダイカッター、切削工具、耐摩耐食部品、機械部品、遮蔽材等を製造販売しております。

当社及び関係会社（製造販売）

<関係会社>

(株) 昭和電気接点工業所	(連結子会社)
恩悌（上海）商貿有限公司	(中国、連結子会社)
上海電科電工材料有限公司（注）1	(中国、連結子会社)
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	(米国、連結子会社)
恩悌（香港）有限公司（注）2	(中国、連結子会社)
S Vニッタン（株）	(タイ国、持分法適用関連会社)

(産業用機器事業)

自動化・省力化機器、設計据付、修理、プラント等の製造販売を行っております。

当社（仕入販売）及び関係会社（製造販売）

<関係会社>

(株) 福岡機器製作所	(連結子会社)
上海恩悌三義実業発展有限公司	(中国、連結子会社)

(その他)

上記に関連しない製品、保険代理、商品販売等を行っております。

当社及び関係会社（サービス）

<関係会社>

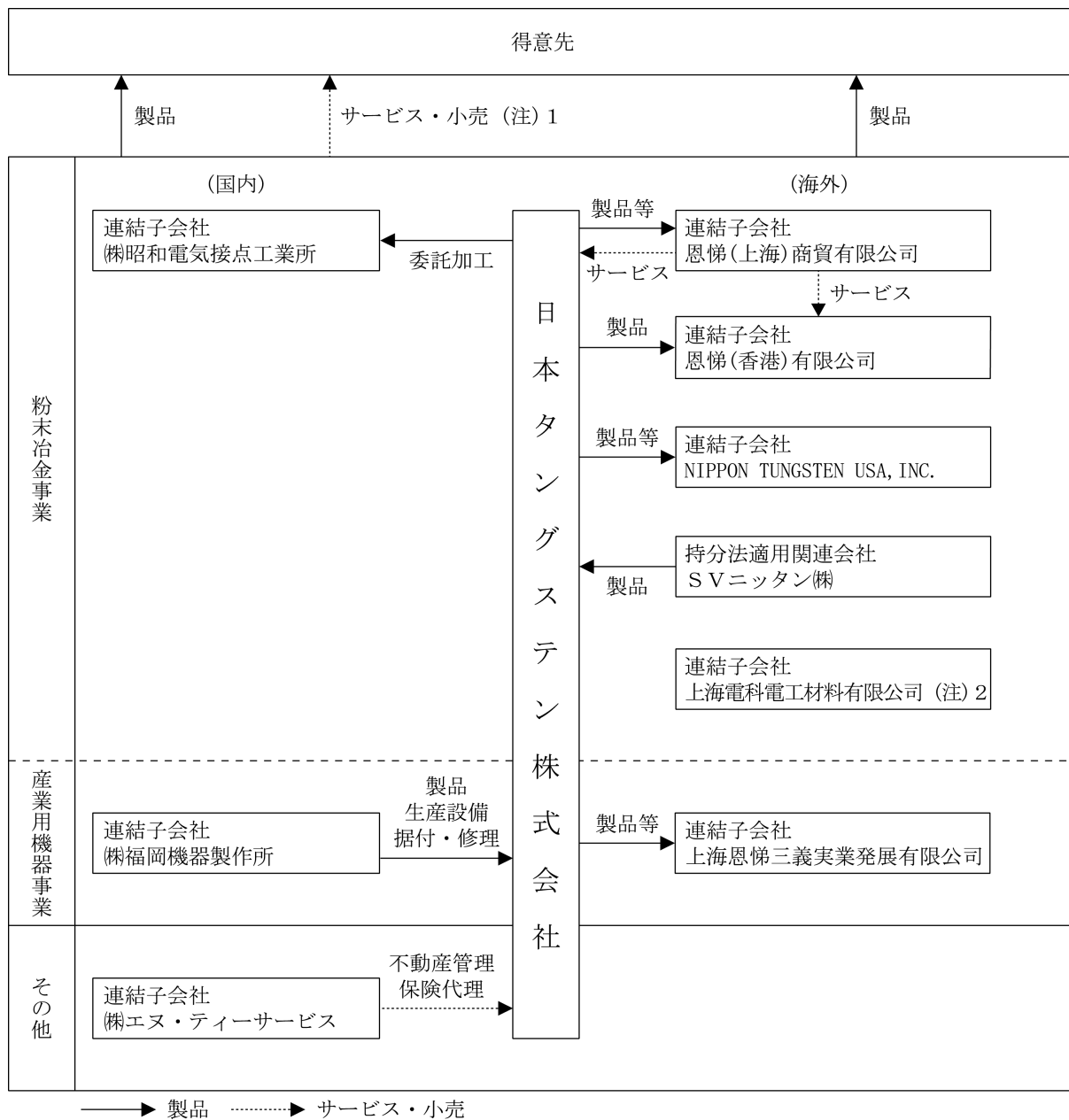
(株) エヌ・ティーサービス	(連結子会社)
----------------	---------

(注) 1 上海電科電工材料有限公司は、平成27年1月15日付で解散を決議し、清算手続中でありましたが、平成28年4月14日をもって清算終了となりました。

2 恩悌（香港）有限公司は、恩悌（上海）商貿有限公司100%出資の子会社であり、当社は間接所有となります。

3 平成28年5月31日付でイタリアに連結子会社NIPPON TUNGSTEN EUROPE S. r. l. を設立いたしました。

事業の系統図は次のとおりであります。



- (注) 1 得意先へのサービス・小売の取引は、当社及び連結子会社 株式会社エヌ・ティーサービスが行っております。
- 2 上海電科電工材料有限公司は、清算手続中であつたため得意先との製品の取引は行っておりません。なお、平成28年4月14日をもって清算終了となりました。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱昭和電気接点工業所	福岡県飯塚市	10	粉末冶金事業	100.0	当社の電極製品等の受託加工を行っております。 また、当社所有建物及び機械装置の一部を賃借しております。 役員の兼任等 4名 転籍 1名
㈱福岡機器製作所	福岡市博多区	20	産業用機器事業	100.0	当社が製品等を仕入れ、販売しております。 当社の製造設備の製作、据付、保守を行っております。 また、当社所有建物及び機械装置並びに土地の一部を賃借しております。 役員の兼任等 3名 転籍 1名
㈱エヌ・ティーサービス	福岡市博多区	10	その他	100.0	当社の賃貸資産の管理、火災保険等の保険代理を行っております。 また、当社所有建物の一部を賃借しております。 役員の兼任等 3名 転籍 1名
恩梯（上海）商貿有限公司	中国上海市	百萬元 9	粉末冶金事業	100.0	当社の関連製品の仕入・販売を行っております。 役員の兼任等 4名 転籍 1名
上海電科電工材料有限公司 (注) 2、3	中国上海市	百万米ドル 9	粉末冶金事業	60.0	役員の兼任等 5名 転籍 1名
上海恩梯三義実業発展有限公司 (注) 3、4、5	中国上海市	百万米ドル 3	産業用機器事業	100.0	当社から技術指導を受けております。 当社が販売するNTダイカッターの再研磨サービスを行っております。 当社の関連製品の仕入・販売を行っております。 また、当社から金融機関に対する債務保証を受けております。 役員の兼任等 4名 転籍 1名
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	米国ウェストバージニア州	千米ドル 24	粉末冶金事業	100.0	主に当社が製造するNTダイカッターの販売及び再研磨サービスを行っております。 役員の兼任等 3名 転籍 1名
恩梯（香港）有限公司 (注) 6	中国香港特別行政区	千米ドル 20	粉末冶金事業	100.0 (100.0)	主に当社が製造する関連製品の仕入・販売を行っております。 役員の兼任等 1名 転籍 1名
(持分法適用関連会社) SVニッタン㈱	タイ国バンコク市	百万パーツ 60	粉末冶金事業	48.5	当社に超硬製品の販売を行っております。 役員の兼任等 4名 転籍 1名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2 清算手続中でありましたが、平成28年4月14日をもって清算終了となりました。
3 特定子会社であります。
4 債務超過会社であり、債務超過額は186百万円であります。
5 売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等 (1) 売上高 1,173百万円
(2) 経常損失 (△) △28百万円
(3) 当期純損失 (△) △28百万円
(4) 純資産額 △186百万円
(5) 総資産額 391百万円
6 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で示しております。
7 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
8 平成28年5月31日付でイタリア共和国ローマに連結子会社NIPPON TUNGSTEN EUROPE S. r. l.（資本金10千ユーロ、議決権の所有割合100%）を設立いたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
粉末冶金事業	343 [87]
産業用機器事業	90 [5]
その他	2 [6]
全社（共通）	71 [4]
合計	506 [102]

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除く)であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2 臨時従業員には、契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
374 [75]	39.6	18.4	5,960,175

セグメントの名称	従業員数(人)
粉末冶金事業	323 [71]
産業用機器事業	— [—]
その他	— [—]
全社（共通）	51 [4]
合計	374 [75]

- (注) 1 従業員数は就業人員数(出向者を除く)であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2 臨時従業員には、契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、日本タングステン労働組合及び昭和電気接点労働組合を結成し、それぞれJAMに加入しております。

平成28年3月31日現在の組合員数は351人で、臨時従業員の労働組合は結成されていません。

労働組合は、終始協調的で相互の理解と信頼に基づき円満な労使関係を維持しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における経済環境は、米国では底堅い雇用と個人消費により拡大が続いているものの、中国を中心とした新興国では減速傾向が顕在化しており、不透明感が増しております。また、日本においては新興国経済の減速で輸出・生産面に影響が出ており、日銀のマイナス金利金融緩和策による景気刺激効果が期待されるものの、設備投資等は限定的なものにとどまっております。

このような中、当社グループは、「注力商品の拡大」「新技術・新商品の創出」「ものづくりの強化」を基本方針として掲げ、シェアアップ活動を積極的に展開しつつ、生産効率の改善による原価低減にも継続して取り組むことで安定的な収益の確保に努めてまいりました。

この結果、当社グループの売上高は、衛生用品関連及び産業用機器関連が増加したものの、情報機器関連及び照明関連が減少したほか、海外での電気部品関連が減少したこと等により、前年度比3.1%減の110億2千2百万円となりました。

損益面では、衛生用品関連や電子・電気部品関連が好調に推移したことに加え、生産効率改善への取り組みや海外の生産体制や製品構成の見直し等により、原価率が大きく改善され、営業利益は前年度比232.0%増の6億7千8百万円となりました。経常利益は、為替差損の計上等により前年度比113.7%増の7億9千5百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比62.1%増の6億5千1百万円となりました。

セグメント別の状況については次のとおりです。

なお、セグメント別の金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、営業損益は全社費用等調整前の金額であります。

(粉末冶金事業)

衛生用品関連のNTダイカッターは海外市場が好調で増収となり、電子部品関連の金型製品や電気部品関連の抵抗溶接電極が自動車関係で増加しました。一方、情報機器関連のハードディスクドライブ(HDD)用磁気ヘッド基板はパソコン等の在庫調整等により減収となり、照明関連のタングステンワイヤーもLED化の進展により低調に推移しました。また、海外生産体制の見直しにより電気接点製品が中国市場で減収となりました。

この結果、粉末冶金事業の売上高は前年度比7.3%減の97億3千万円となりましたが、原価低減施策及び海外生産体制の見直し効果により営業利益は同34.0%増の10億3千万円となりました。

(産業用機器事業)

国内では、半導体関連を中心に各種設備の需要が堅調に推移し、海外でも自動化・省力化の装置が好調に推移したため、増収となりました。

この結果、産業用機器事業の売上高は前年度比50.3%増の16億9千7百万円となり、営業損失は6百万円(前年度は営業損失1億4千2百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物の期末残高は、営業活動により11億4千4百万円の資金を獲得し、投資活動により2億7千万円の資金を支出し、財務活動により11億6千2百万円の資金を支出した結果、前連結会計年度末と比較して、3億3千万円減少し、26億2千4百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は11億4千4百万円となり、前年同期と比べ1億7千3百万円の収入増となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益が増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は2億7千万円となり、前年同期と比べ5億3千1百万円の支出減となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出が減少したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は11億6千2百万円となり、前年同期と比べ5億2千7百万円の支出増となりました。これは、主に借入れによる収入が減少したことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
粉末冶金事業	9,096	△9.1
産業用機器事業	1,650	80.1
その他	—	—
合計	10,747	△1.6

- (注) 1 金額は、販売価額をもって表示しており、セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
粉末冶金事業	9,594	△8.0	1,178	8.4
産業用機器事業	1,030	△26.6	138	△77.8
その他	4	△43.0	—	—
合計	10,628	△10.2	1,316	△23.0

- (注) 1 セグメント間の受注高及び受注残高については、相殺消去しております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
粉末冶金事業	9,502	△9.1
産業用機器事業	1,515	65.4
その他	4	△43.0
合計	11,022	△3.1

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
日立金属株式会社	1,199	10.5	—	—

- 3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 対処すべき課題

今後の経済環境は、国内では、為替相場の不安定性や個人消費の低迷により企業収益の悪化が懸念され、設備投資についても力強さを欠き、足踏み状態が続くものと思われます。

また、海外では、中国をはじめとした新興国経済の成長率減速の動き等もあり、先行きは不透明な状況で推移するものと思われます。

このような中、当社グループは、「ものづくりの強化」「新技術・新商品の創出」「グローバル市場への対応」「人材の育成」を重点施策として位置づけ、当社の強みを生かした商品群を技術革新による新たな市場の伸びが期待される自動車産業、エレクトロニクス産業、医療・衛生分野、エネルギー・環境分野へ集中的、継続的に投入し、これらの分野でのシェアアップに積極的に取り組んでまいります。

なお、当社は、お客様のニーズを重視した市場別事業部組織への再編、注力・新規商品の拡販強化・SE活動の専門組織化等を目的として、平成28年4月1日に事業本部制を採用した組織改正を行いました。

また、NTダイカッターの欧州市場におけるシェアアップやサービス体制の充実を目的として、イタリアのローマに販売子会社を設立いたしました。

加えて、平成28年6月29日付で監査等委員会設置会社へ移行し、同日付で執行役員制度を導入するなど、コーポレートガバナンスを強化した新たな体制により企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならないと考えています。

もとより当社は、上場会社である当社の株式は資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、買付行為の内容を判断するに足る必要な情報を提供することなく、また対象会社の経営陣や株主との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もないとはいえません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、①材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、②熟練した技術を有する従業員の存在、③重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、④現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 企業価値向上のための取組み

当社は1931年の創業以来、タングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用いた高度な粉末冶金技術により、高付加価値商品を幅広い産業分野に提供しております。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、これまでにタングステン合金電気接点、超硬合金製品、セラミックス部品等の先進的な

製品まで、材料技術をベースに超精密加工製品へと順次、事業領域を拡大してまいりました。当社は、これらの材料技術と加工技術を融合した高機能商品を創造するとともに、常にお客様の視点に立って長年に亘り誠実且つ堅実なものづくりの経営により、社会への貢献を果たしてまいりました。

企業価値向上の取り組みとして、ものづくりの強化を最重要課題として、下記の基本戦略について推進してまいります。

a. ものづくりの強化

これまで培ってきた材料技術と加工技術をベースに、「より良いものを早く、安くつくる、ものづくり力」を強化するべく、ものづくり推進に特化した組織体制を構築しております。今後、生産効率を極限にまで高め、加工コストの削減や品質の安定を図ることで、価格競争力を高め幅広い産業分野に展開し、収益の拡大を目指します。

b. コア技術の発展による注力商品の拡大

粉末冶金技術をベースとした当社のコア技術を世界水準まで高めるべく、技術の研鑽を積み重ね、それを支える人材の育成レベルを高めてまいります。また、自動車、エレクトロニクス、産業インフラ、環境・エネルギー及び先端分野などで、商品の差別化を図り、オリジナリティのある高付加価値商品を幅広い市場に展開し、シェア獲得・拡大を目指します。

c. 新商品・新技術の継続的な創出

従来粉末冶金コア技術の深耕で競争力を強め、新コア技術を創造・付加することで独自技術化を推進し、お客様の満足するレベルまで、技術的な課題を的確に解決します。今後、成長・先端分野において、機能価値を高めた新規商品を有望な次世代商品として、創出・提供し続けることにより、企業の永続的な事業発展を目指します。

d. グローバル市場での拡販

成長する海外マーケットに対応した効率的な販売体制、製造体制を構築し、原価の低減や商品構成の充実を図りながら、グループの更なる収益力及び競争力の強化に努めてまいります。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を順守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取組みによる企業統治の充実を図っております。

当社は取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として平成28年6月29日に監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社の取締役は10名（監査等委員である取締役3名を含む）であり、うち3名（監査等委員である取締役2名を含む）は社外取締役であります。

当社の取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成する経営会議を、原則として毎週開催し、取締役会決議事項以外の当社及びグループ会社の重要事項のほか、取締役会で決定された方針の具体化、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。

常勤の監査等委員である取締役は、経営会議をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。社外の監査等委員である取締役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤の監査等委員である取締役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、代表取締役と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤の監査等委員である取締役より、内部監査、監査等委員会監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直属の機関として内部監査室を設置しており、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査等委員である取締役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

コンプライアンス体制におきましては、法令を順守し適正な企業活動を通じてガバナンス機能を充実させるため、コンプライアンス担当役員を1名設置しております。

内部統制体制におきましては、取締役社長を責任者として、各部門がその整備、運用を行っております。内部監査室は、社内規程に基づいて財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の監査を行い、監査等委員である取締役は、監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、監査等委員である取締役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の更新を決定し(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)、その後、平成26年6月25日開催の当社第103期定時株主総会において、本対応方針への更新をご承認いただきました。本対応方針への更新の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 本対応方針導入の目的

上記①記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する大規模買付行為(下記イ.に定義されます。以下同じです。)に対しては、適切な対抗措置を迅速且つ的確に発動することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、以下のとおりの本対応方針への更新を行っております。

イ. 本対応方針の概要

- a. 本対応方針は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合において、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めるものです。
- b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議(一定の場合には株主総会決議)に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置(原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))の無償割当てを行います。)を発動することがあります。
- c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが順守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

- ④上記②の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①に記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ⑤上記③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針への更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるとに行われたものであり、上記①に記載の基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- a. 株主意思を重視するものであること

本対応方針への更新は、株主の皆様のご意思を確認するため、平成26年6月25日開催の当社第103期定時株主総会における承認可決を経て行われたものであり、株主の皆様のご意思が反映されております。また①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。さらに、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

- b. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

- c. 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新が行われたこと

本対応方針への更新は、上記③ア.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるとに行われたものです。

d. 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

e. 独立委員会の設置

上記③イ.c.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

f. デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっており、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、当社グループの経営成績及び財務状況等（株価等を含む）に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあると考えられます。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成28年6月29日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社特有の事業内容

当社グループの主要な事業である粉末冶金事業に係る製品の需要については、当社グループが製品を販売している様々な市場における経済状況の影響や、価格面での競争激化により、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの粉末冶金事業における技術については、先進の技術を駆使した特殊なノウハウ、技術等が必要であるため、これらが、今後の技術革新に十分に対応できずに欠落したり、現在有するノウハウもしくは技術等が流出した場合には、将来の成長と収益性を低下させ、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料価格の変動

当社グループの主要な事業である粉末冶金事業に係る原材料には、タングステン、コバルト等のレアメタルが使用されております。レアメタルは市況により価格が急激に変動する可能性があり、当社グループの原材料調達価格もこの変動の影響を受ける可能性があります。

(3) たな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ

当社グループは、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しております。レアメタル等の価格下落等により、たな卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、収益性が低下していると考え、期末時点の帳簿価額を正味売却価額まで切り下げることとなるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 為替変動による業績への影響

当社グループの海外での事業活動及び海外との輸出入取引において、為替相場の変動による影響を受けております。これらについては換算時の為替レートにより、現地通貨による価値が変わらなかつたとしても、円換算後の価値が影響を受けることがあり、その状況によっては当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 金利及び時価の変動

当社グループの資金調達は主に金融機関からの借入れによっておりますが、将来における市場金利の上昇等によっては当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、保有する有価証券について時価の変動に伴い、当社グループの業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 固定資産の減損

当社グループの保有する固定資産について、当該資産又は資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、固定資産の減損損失を計上する必要性が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外での事業活動

当社グループは、国内市場の成熟化、顧客の海外展開に対応して中国、タイ、アメリカ及びイタリアに子会社及び合弁会社を設立し、海外での事業活動を展開しております。このため、この地域の政治的、経済的要因の変動、法的規制、税制度の改正、また、ストライキ、デモ等の労働争議、社会的混乱により当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、海外関係会社において、原材料価格の上昇、海外の事業環境の悪化等により、当社グループの生産・販売活動、原材料等の調達活動に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 環境規制等による影響

当社グループは、企業活動に伴って発生する廃棄物、規制物資、副産物等について、法規制に従って厳格に管理しており、環境汚染防止に努めております。しかしながら、将来の法規制の改正・強化による新たな管理・処理費用の負担、天災、事故等による災害復旧費等により当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害等による影響

台風、地震等の自然災害、または火災等の予期せぬ事故の発生により、当社グループの生産設備、たな卸資産への被害、また、これに伴う生産・販売活動の中断等により当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、粉末冶金事業を主体に、常に先進の技術を追求め、独創的な製品開発に取り組んでおります。

当連結会計年度におけるセグメント別の研究開発活動の状況は次のとおりであります。

粉末冶金事業については、当社グループは、お客様と緊密に連携した商品開発に注力しており、お客様のニーズと当社独自技術をマッチングさせることにより、特異な機能を持ったファインセラミックスなどの商品開発を行っております。加えて、研究開発のスピードを上げ、商品化までの期間を短縮するために、基礎研究から応用商品開発まで、積極的に企業や大学等との共同研究も幅広く行っております。なお、当事業に係る当連結会計年度の研究開発費は1億9千3百万円であります。

産業用機器事業及びその他については、特筆すべき研究開発活動を行っておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度末日(平成28年3月31日)現在における財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成において見積が必要となる事項につきましては、過去の実績やその時点で合理的と考えられる情報に基づき会計上の見積を行っておりますが、見積には不確実性が伴うため、実際の結果とは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成において採用している重要な会計方針は、「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度末の財政状態の分析

①流動資産

当連結会計年度末の流動資産の残高は、前連結会計年度末と比較して9億9千7百万円減少の79億3千9百万円となりました。これは主に、現金及び預金が3億3千1百万円、受取手形及び売掛金が3億1百万円減少したことによるものであります。

②固定資産

当連結会計年度末の固定資産の残高は、前連結会計年度末と比較して4億2百万円減少の68億3千7百万円となりました。これは主に、有形固定資産が減価償却費等により1億4千3百万円、投資有価証券が2億8千万円減少したことによるものであります。

③流動負債

当連結会計年度末の流動負債の残高は、前連結会計年度末と比較して6億7百万円減少の44億4千1百万円となりました。これは主に、短期借入金が2億6千2百万円、未払法人税等が8千7百万円減少したことによるものであります。

④固定負債

当連結会計年度末の固定負債の残高は、前連結会計年度末と比較して8億8千2百万円減少の16億8千3百万円となりました。これは主に、長期借入金が6億4千5百万円、繰延税金負債が1億7千5百万円減少したことによるものであります。

⑤純資産

当連結会計年度末の純資産の残高は、前連結会計年度末と比較して8千9百万円増加の86億5千2百万円となりました。これは主に、その他の包括利益累計額がその他有価証券評価差額金の減少等により3億4千2百万円減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により利益剰余金が5億1千2百万円増加したことによるものであります。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績の状況につきましては、「第2事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①キャッシュ・フロー

当社グループの当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して3億3千万円減少し、26億2千4百万円となりました。

なお、各キャッシュ・フローの状況と増減につきましては、「第2事業の状況 1業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

②資金需要

当社グループの資金需要の主なものは、運転資金、設備資金、法人税等の支払、借入金の返済、配当金の支払等であります。

また、その資金の源泉といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入等により必要とする資金を調達しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、機械及び装置等の更新を主に3億5百万円の投資を行いました。なお、これらの所要資金は主に自己資金で賅っております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)	
			建物 及び 構築物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	賃貸 不動産	その他		合計
基山工場 (佐賀県 基山町)	粉末冶金事業 全社(共通)	生産設備 開発設備 太陽光発電 設備	1,313	752	56	163 (86)	34	17	43	2,381	255 [43]
飯塚工場 (福岡県 飯塚市)	粉末冶金事業	生産設備	9	104	6	72 (39)	—	15	9	217	46 [19]
宇美工場 (福岡県 宇美町)	粉末冶金事業	生産設備	110	104	5	43 (15)	—	—	—	264	31 [6]
本社 (福岡市 博多区)	全社(共通)	その他 設備	284	—	5	0 (0)	1	1,611	—	1,903	14 [4]

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 「機械装置及び運搬具」には、使用貸借及び賃貸中の機械装置8百万円を含んでおります。
 3 「その他」の金額は、建設仮勘定であります。
 4 従業員数の[]は、年間平均の臨時従業員数を外書しております。
 5 上記の他、連結会社以外から賃借している設備は、次のとおりであります。

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
基山工場	粉末冶金事業	車両・機械装置・ソフト ウェア等	主に5年	6	15
飯塚工場	粉末冶金事業	車両	5年	0	0
宇美工場	粉末冶金事業	車両	5年	0	1
本社・支店	全社(共通)	車両	主に5年	3	9

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)								従業員数 (人)
			建物 及び 構築物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	賃貸 不動産	その他	合計	
(株)昭和電気接点 工業所 (福岡県飯塚市)	粉末冶金事業	生産設備	3	6	0	— (—)	0	4	—	14	13 [15]
(株)福岡機器製作 所 (福岡市博多区)	産業用機器事 業	生産設備	2	6	0	— (—)	0	—	0	9	32 [5]

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 「その他」の金額は、建設仮勘定であります。
 3 従業員数の [] は、年間平均の臨時従業員数を外書しております。

(3) 在外子会社

平成28年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)								従業員数 (人)
			建物 及び 構築物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	賃貸 不動産	その他	合計	
上海恩悌三義実 業発展有限公司 (中国上海市)	産業用機器事 業	生産設備	—	8	0	— (—)	0	—	—	10	72 [—]
NIPPON TUNGSTEN USA, INC. (米国ウエストバ ージニア州)	粉末冶金事業	生産設備	44	4	—	9 (2)	—	—	—	58	7 [1]

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 従業員数の [] は、年間平均の臨時従業員数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 除却等

経常的な更新による除却等を除き、重要な設備等の除却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,777,600	25,777,600	東京証券取引所 (市場第二部) 福岡証券取引所	単元株式数は 1,000株であります。
計	25,777,600	25,777,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

平成19年8月10日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	7(注)1	7(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000(注)2	7,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月28日～ 平成39年8月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 —(注)3	発行価格 1 資本組入額 —(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。

4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のうちいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が平成38年8月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成38年8月28日から平成39年8月27日

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から30日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。

- (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 募集新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の募集新株予約権の行使の条件
①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
1. 新株予約権者が平成38年8月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年8月28日から平成39年8月27日

2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から30日間

- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

平成20年8月8日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	14(注)1	14(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000(注)2	14,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月27日～ 平成40年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 —(注)3	発行価格 1 資本組入額 —(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。

- 4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が平成39年8月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成39年8月27日から平成40年8月26日

- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 募集新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の募集新株予約権の行使の条件
①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

- ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
1. 新株予約権者が平成39年8月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年8月27日から平成40年8月26日
 2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

平成23年2月9日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	36(注)1	36(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000(注)2	36,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年2月26日～ 平成43年2月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 —(注)3	発行価格 1 資本組入額 —(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。

- 4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が平成42年2月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成42年2月26日から平成43年2月25日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 募集新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の募集新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
1. 新株予約権者が平成42年2月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成42年2月26日から平成43年2月25日
 2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

平成24年2月9日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	34（注）1	34（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34,000（注）2	34,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月28日～ 平成44年2月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 —（注）3	発行価格 1 資本組入額 —（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

(注) 1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。
- 4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が平成43年2月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成43年2月28日から平成44年2月27日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 募集新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の募集新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
1. 新株予約権者が平成43年2月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成43年2月28日から平成44年2月27日
2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

平成26年2月13日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	39(注)1	39(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,000(注)2	39,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月4日～ 平成46年3月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 —(注)3	発行価格 1 資本組入額 —(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。
- 4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - ①新株予約権者が平成45年3月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成45年3月4日から平成46年3月3日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
 - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

- (8) 募集新株予約権の取得条項
 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の募集新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
 - ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 1. 新株予約権者が平成45年3月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成45年3月4日から平成46年3月3日
 2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
 - ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
 - ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

平成27年2月12日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	44(注)1	44(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,000(注)2	44,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年3月3日～ 平成47年3月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 —(注)3	発行価格 1 資本組入額 —(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。
 - 4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - ①新株予約権者が平成46年3月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成46年3月3日から平成47年3月2日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
 - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 募集新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の募集新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
 - ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合（但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - 1. 新株予約権者が平成46年3月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成46年3月3日から平成47年3月2日
 - 2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
 - ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
 - ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

平成28年2月25日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	72(注)1	72(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,000(注)2	72,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年3月15日～ 平成48年3月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 —(注)3	発行価格 1 資本組入額 —(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 募集新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

3 自己株式を充当することとしているため記載しておりません。

4 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(但し、②については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が平成47年3月14日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成47年3月15日から平成48年3月14日

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から30日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 募集新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の募集新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。但し、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
 - ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下の1又は2に定める場合(但し、2については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 1. 新株予約権者が平成47年3月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成47年3月14日から平成48年3月13日
 2. 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとしします。
- ④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができます。但し、相続人は当該新株予約権者が死亡退任した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとしします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年11月26日	△2,000	25,777	—	2,509	—	2,229

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	11	22	63	17	1	2,814	2,928	—
所有株式数 (単元)	—	4,291	676	3,645	557	9	16,402	25,580	197,600
所有株式数 の割合(%)	—	16.77	2.64	14.25	2.18	0.04	64.12	100.00	—

(注) 自己株式1,723,441株は「個人その他」に1,723単元、「単元未満株式の状況」に441株、また証券保管振替機構名義の株式6,000株は「その他の法人」に6単元それぞれ含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	1,666	6.46
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	1,200	4.65
日本タングステン従業員持株会	福岡市博多区美野島一丁目2番8号	847	3.28
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	643	2.49
日本タングステン取引先持株会	福岡市博多区美野島一丁目2番8号	637	2.47
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	601	2.33
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	509	1.97
株式会社佐賀銀行	佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号	500	1.93
宇部マテリアルズ株式会社	山口県宇部市相生町8番1号	400	1.55
吉田 省三	福岡市南区	331	1.28
計	—	7,336	28.46

(注) 1 所有株式数は、千株未満を切捨てて表示しております。

2 上記のほか、当社が実質保有する自己株式数は1,723千株で、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は6.68%であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,723,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,857,000	23,857	—
単元未満株式	普通株式 197,600	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	25,777,600	—	—
総株主の議決権	—	23,857	—

(注) 1 証券保管振替機構名義の株式6,000株(議決権6個)は、「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含めて記載しております。

2 「単元未満株式」には当社所有の自己株式441株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本タングステン株式会社	福岡市博多区美野島 一丁目2番8号	1,723,000	—	1,723,000	6.68
計	—	1,723,000	—	1,723,000	6.68

(9) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成19年 8 月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7 名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成20年 8 月 8 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成23年 2 月 9 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7 名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成24年2月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成26年2月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成27年2月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成28年2月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名（社外取締役を除く。）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成28年2月5日) での決議状況 (取得期間平成28年2月8日～平成28年3月31日)	550,000	110,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	500,000	92,500,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 平成28年2月9日の自己株式の取得をもって、同年2月5日の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	6,956	1,320,922
当期間における取得自己株式	440	76,120

(注) 当期間における取得自己株式数には平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	98,000	21,266,000	—	—
保有自己株式数	1,723,441	—	1,723,881	—

(注) 当期間における保有自己株式数には平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は株主の皆様への継続かつ安定的な利益配当を基本方針とし、当期の業績、今後の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案し、配当を行っております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、決定機関は取締役会であり、配当の基準として、親会社株主に帰属する当期純利益の30%相当を目安に利益配分を行ってまいります。また、資本効率の向上を目的として、適宜自己株式を取得し、配当とあわせて株主のみなさまへの利益還元を努めてまいります。内部留保金につきましては、今後の事業展開等に必要となる投資に、有効に活用してまいります。

こうした方針のもと、当期の期末配当金につきましては、業績の状況及び今後の設備投資等を勘案し、1株につき5円としております。これにより中間配当金(1株につき2.5円)を合わせ、年間配当金は1株につき7.5円となりました。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額
平成27年11月11日取締役会決議	61	2.5円
平成28年5月12日取締役会決議	120	5円

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	363	180	241	228	214
最低(円)	138	111	130	160	157

(注) 最高・最低株価は、いずれも東京証券取引所市場第二部によるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年 10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月
最高(円)	200	210	205	193	187	183
最低(円)	181	192	181	158	159	165

(注) 最高・最低株価は、いずれも東京証券取引所市場第二部によるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 取締役会長		坂口 盛一	昭和28年8月25日生	平成24年6月 平成26年6月 平成26年6月	九州電力株式会社取締役常務執行役員 経営企画本部長 同社退任 当社取締役会長(現)	(注)3	30,000
代表取締役 取締役社長	社長執行役員	後藤 信志	昭和34年3月19日生	昭和57年4月 平成18年6月 平成21年4月 平成22年4月 平成22年6月 平成22年12月 平成26年4月 平成26年6月 平成28年4月 平成28年6月	当社入社 当社金材部品部長兼飯塚工場長 当社営業部営業推進室長 当社営業部長 当社取締役営業部長 当社取締役四平恩梯タングステン高 新技術材料有限公司総経理 当社取締役ものづくり推進担当 当社取締役ものづくり推進担当兼基 山工場長 当社取締役開発技術センター担当 当社取締役社長社長執行役員(現)	(注)3	42,000
取締役	常務執行役員 電機部品事業 本部長	坂口 茂也	昭和27年9月4日生	昭和52年4月 平成13年6月 平成17年4月 平成18年6月 平成21年6月 平成22年4月 平成22年6月 平成23年4月 平成26年4月 平成28年4月 平成28年6月	当社入社 当社研究開発センター長 当社超硬部品部長 当社取締役営業部長 当社取締役営業本部長兼営業部長 当社取締役営業本部長 当社常務取締役営業本部長 恩梯(上海)商貿有限公司董事長 (現) 当社常務取締役営業担当 当社常務取締役営業本部長 当社取締役常務執行役員電機部品事 業本部長(現)	(注)3	95,000
取締役	常務執行役員 営業本部長	徳本 啓	昭和32年4月3日生	昭和60年2月 平成17年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年3月 平成23年4月 平成26年4月 平成26年6月 平成28年4月 平成28年6月	当社入社 当社管理部長 当社基山工場長 当社取締役製造本部長兼基山工場長 当社常務取締役製造本部長兼基山工 場長、基礎技術センター担当 上海恩梯三義実業発展有限公司董事 長(現) 当社常務取締役技術製造本部長兼基 山工場長 当社常務取締役技術製造担当兼基山 工場長 当社常務取締役技術製造担当 当社常務取締役電機部品事業本部長 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現)	(注)3	94,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員経営管理本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当	大島 正 信	昭和34年3月31日生	昭和57年4月 平成20年6月 平成22年6月 平成24年4月 平成26年4月 平成28年4月 平成28年6月	当社入社 当社総務人事部長 当社取締役業務本部長兼経理部長、 コンプライアンス担当 当社取締役業務本部長兼経営管理部 長、コンプライアンス担当 当社取締役経営企画・経営管理・人 事担当、コンプライアンス担当 当社取締役経営管理本部長兼経営企 画部長、コンプライアンス担当 当社取締役執行役員経営管理本部長 兼経営企画部長、コンプライアンス 担当(現)	(注)3	48,000
取締役 相談役		馬場 信 哉	昭和31年7月30日生	昭和59年4月 平成16年6月 平成18年6月 平成21年6月 平成22年4月 平成22年6月 平成28年6月	当社入社 当社セラミック部長兼宇美工場長 当社経営企画部長 当社取締役業務本部長兼経営企画部 長、コンプライアンス担当 当社取締役業務本部長、コンプライ アンス担当 当社取締役社長 当社取締役相談役(現)	(注)3	124,000
取締役		伊崎 数 博	昭和29年1月12日生	平成23年6月 平成24年1月 平成24年6月 平成24年7月 平成25年6月 平成27年6月 平成27年6月	九州電力株式会社執行役員火力発電 本部副本部長兼火力部長 同社上席執行役員火力発電本部長兼 部長 同社取締役上席執行役員火力発電本 部長 同社取締役上席執行役員発電本部副 本部長 同社取締役常務執行役員発電本部長 同社代表取締役副社長(現) 当社取締役(現)	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) (常勤)		田 中 和 昭	昭和28年 8 月15日生	昭和49年 4 月 平成21年 4 月 平成24年 4 月 平成24年 6 月 平成28年 6 月	当社入社 当社基山工場電材部品部長 当社内部監査担当部長 当社監査役 当社取締役監査等委員(現)	(注)4	33,000
取締役 (監査等委員)		小 島 庸 匡	昭和19年 3 月1日生	昭和44年 1 月 昭和46年 3 月 昭和58年 7 月 平成 9 年 7 月 平成13年 6 月 平成16年 7 月 平成19年 8 月 平成20年 6 月 平成28年 6 月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 同監査法人代表社員 同監査法人福岡事務所長 日本公認会計士協会北部九州会会長 日本公認会計士協会本部副会長 小島公認会計士事務所代表(現) 当社監査役 当社取締役監査等委員(現)	(注)4	—
取締役 (監査等委員)		斉 藤 芳 朗	昭和33年12月5日生	昭和62年 3 月 昭和62年 4 月 昭和63年 8 月 平成 5 年 4 月 平成17年 1 月 平成21年 6 月 平成27年 4 月 平成28年 4 月 平成28年 6 月	司法研修所(第39期)終了 福岡県弁護士会入会 弁護士登録 和智・徳永・松崎法律事務所勤務 徳永・松崎法律事務所勤務 徳永・松崎法律事務所パートナー弁護士 徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士(現) 当社監査役 福岡県弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長(現) 当社取締役監査等委員(現)	(注)4	—
計							466,000

- (注) 1 平成28年6月29日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
- 2 取締役 伊崎数博、取締役 小島庸匡及び取締役 斉藤芳朗は社外取締役であります。
- 3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
久 留 和 夫	昭和25年 3 月6日生	昭和52年10月 昭和56年 8 月 平成10年 5 月 平成26年 7 月	等松・青木監査法人福岡事務所入所 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 久留公認会計士事務所代表(現)	—

- 6 当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することで、執行責任を明確化するとともに、意思決定の迅速化を図ることを目的として、平成28年6月29日に執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、上記の取締役兼執行役員4名の他、下記の執行役員を選任しております。

氏名	職名
毛 利 茂 樹	執行役員 機械部品事業本部長兼超硬部品部長
山 崎 洋	執行役員 製造統括本部長兼ものづくり推進部長兼基山工場長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、法令を順守し適正な企業行動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取り組みによるコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

①企業統治の体制

1) 企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は、平成28年6月29日付をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

有価証券報告書提出日現在の取締役は、10名（監査等委員である取締役3名を含む）であり、うち社外取締役3名（監査等委員である取締役2名を含む）であります。

監査体制におきましては、社外の監査等委員である取締役2名を含む監査等委員である取締役3名が監査を実施しております。

当社の常勤の監査等委員である取締役は、経営会議をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。

なお、社外の監査等委員である取締役のうち、1名は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直属の機関として内部監査室を設置しております。内部監査室の人員は1名であり、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を常勤の監査等委員である取締役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

内部統制体制におきましては、取締役社長を責任者として、各部門がその整備、運用を行っております。内部監査室は、内部統制の整備、運用状況を社内規程に基づいて監査を行い、監査等委員である取締役は監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、常勤の監査等委員である取締役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成する経営会議を、原則として毎週開催し、取締役会決議事項以外の当社及びグループ会社の重要事項のほか、取締役会で決定された方針の具体化、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合、取締役社長を本部長とし、担当役員および関係部門長を加えた緊急対策本部を設置し、全社を統括してその対応にあたることとしております。

コンプライアンス体制におきましては、法令を順守し適正な企業行動を通じてガバナンス機能を充実させるため、コンプライアンス担当役員を1名設置しております。

情報開示体制におきましては、取締役社長を委員長とし、開示情報に関する担当役員および担当部長で構成する情報開示委員会を設置し、情報開示の適正性の確保に努めております。

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けているほか、会計処理並びに監査に関する諸事項について随時確認し、財務諸表の適正性の確保と維持に努めております。

監査等委員会と会計監査人は、監査計画や監査報告等に関する定期的な会合のほか、必要に応じて情報交換を行うなど、緊密に連携をとっております。また、必要に応じて会計監査人の往査状況を把握し、独立性を確認しております。

当社は、顧問弁護士として3法律事務所と顧問契約を結んでおり、必要に応じ、アドバイスを受けております。

以上の体制をとることにより、経営の機動性や効率性を確保しながら、かつ十分な統制機能を働かせることが可能であると判断しております。

ウ. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社におけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。また、リスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対応にあたることとしております。

エ. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）をメンバーとする経営会議を定期的開催し、経営会議規則及び職務権限規程に従い、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、各事業部門の目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限規程及び意思決定ルールの制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

オ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はコンプライアンス規程及び内部通報制度を子会社にも適用しており、当社が発信する定期的な啓発や教育活動により、子会社全ての役職員に周知徹底しております。

子会社の経営においては、その自主性を尊重しつつ、当社及び子会社から成る企業集団全体の一体化を図るため、関係会社管理規程を定め、経営企画部門を統括部門とし、子会社の適切な管理を行っております。また、重要な案件については事前に協議を行うとともに、当社取締役会及び経営会議等での決裁を経て執行しております。

子会社は、当社方針に基づいて、中期経営計画並びに年度計画により目標の明確な設定を行い、定期的に業績や年度計画の進捗状況等を当社経営会議等へ報告しております。また、子会社の内部監査を当社内部監査室が行っております。

当社はリスクマネジメント規程を子会社にも適用し、子会社のリスク評価等を行い、企業集団全体の経営を取り巻くリスクを管理しております。

カ. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査等委員会がその職務を遂行するための監査体制のあり方等を定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフを置き、監査等委員会スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査等委員会スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査等委員会に帰属し、人事異動、人事評価に関しても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性が担保されております。また、人事については取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換を行うこととしております。

キ．当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員である取締役は、当社の経営会議等の重要な会議に出席し情報を得るとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。また、子会社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況を確認しております。

内部監査室は当社及び子会社の内部監査の実施状況及びその内容について当社の監査等委員会に適時報告しております。

当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに当社の監査等委員会に報告しております。また、当社及び子会社は「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」に寄せられた情報が当社の監査等委員会に報告される体制としており、いかなる場合にも通報した者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止する旨、規定しております。

ク．当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を執行するにあたり必要な費用（弁護士等の外部の専門家を利用する場合はその費用等を含む）は、監査等委員である取締役の請求に応じてこれを支出しております。会社は、当該請求に係る費用が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

ケ．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換を行い、重要な情報を共有できるようにしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

4) 社外取締役

当社は、外部からの客観的及び中立した経営監視機能を強化することを目的に社外取締役3名（監査等委員である取締役2名を含む）を選任しております。社外取締役は、経営判断、財務及び法務等、幅広い面から当社の経営に対し、適切な助言、意見を行っております。また、選任においては、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する者を選任の方針としており、原則として東京証券取引所において定める属性情報の要件に該当しない者としておりますが、経営監視機能を十分に期待できる知識及び経験等を持つものであれば、独立性を損なわない範囲で選任することがあります。

社外の監査等委員である取締役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤の監査等委員である取締役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、社外の監査等委員である取締役は、代表取締役と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤の監査等委員である取締役より、内部監査、監査等委員監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

地位・氏名	当社との関係	他の会社等との関係	選任理由
社外取締役 伊崎 数博	同氏と人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係に特別なものはありません。	同氏は、当社の筆頭株主である九州電力株式会社代表取締役副社長に就任しております。なお、取引関係その他特別の利害関係はありません。	同氏は、九州電力株式会社の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき当社の経営全般に適宜、適切な意見と助言をいただけることから選任しております。
社外取締役 小島 庸匡 (監査等委員)	同上	同氏は、小島公認会計士事務所代表及び株式会社大分銀行の社外監査役に就任しております。なお、取引関係その他特別の利害関係はありません。	同氏は、公認会計士として会計監査業務の経験が豊富であり、専門的な見地から当社の経理財務面において的確な監査意見をいただけることから選任しております。
社外取締役 斉藤 芳朗 (監査等委員)	同上	同氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所の代表弁護士及び日本弁護士連合会副会長であり、当社は当事務所と顧問契約を締結しております。	同氏は、弁護士として法令への高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行っていただけることから選任しております。

5) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、工藤重之氏及び吉田秀敏氏であり、両氏は有限責任監査法人トーマツに所属しております。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者6名、その他3名であります。

6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

7) 取締役に係る別段の定め

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は、10名以内とする旨を定款で定めております。

また、当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由並びに取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた事項及びその理由

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行するとともに資本効率の向上を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号の事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

② 役員報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	128	93	9	26	7
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12	—	—	1
社外役員	9	9	—	—	4

(注) 平成19年6月28日開催の第96期定時株主総会において、取締役報酬年額1億54百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分は含んでおりません)、監査役報酬年額48百万円以内とご承認いただいております。また、当該取締役報酬とは別枠として取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円を上限として設ける旨をご承認いただいております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
8	1	使用人としての給与及び賞与であります。

ニ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等につきましては、株主総会の決議により限度額を定めており、報酬額については、取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により限度額を定めており、報酬額については、監査等委員会の協議により決定しております。

また、上記報酬とは別に、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して付与する、ストック・オプションとしての新株予約権の報酬について、株主総会の決議により限度額を定めており、報酬額については、取締役会の決議により決定しております。

役員報酬等の算定方法については、「取締役報酬取扱内規」に基づき、業績の状況、役位等により算定しております。

③株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 16銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 814百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	657,758	407	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
ウシオ電機(株)	159,941	239	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	92,840	69	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
宇部興産(株)	350,000	65	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
九州電力(株)	51,536	60	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)西日本シティ銀行	131,902	46	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
イーグル工業(株)	16,191	39	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)今仙電機製作所	20,687	29	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
日本ピラー工業(株)	23,540	23	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)瑞光	5,000	22	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
大王製紙(株)	10,000	10	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)みずほフィナンシャルグループ	42,291	8	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)正興電機製作所	16,516	6	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有

(注) 日本ピラー工業(株)、(株)瑞光、大王製紙(株)、(株)みずほフィナンシャルグループ、(株)正興電機製作所は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。

みなし保有株式

該当事項はありません。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	657,758	241	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
ウシオ電機(株)	159,941	239	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
宇部興産(株)	350,000	69	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
九州電力(株)	51,536	55	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	92,840	48	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)西日本シティ銀行	131,902	26	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
イーグル工業(株)	16,191	24	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
日本ピラー工業(株)	23,540	23	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
昭和鉄工(株)	112,000	21	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)今仙電機製作所	20,687	20	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)瑞光	5,000	19	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
大王製紙(株)	10,000	9	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)みずほフィナンシャルグループ	42,291	7	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有
(株)正興電機製作所	16,516	6	円滑な取引関係を維持するために取得後、継続保有

(注) イーグル工業(株)、日本ピラー工業(株)、昭和鉄工(株)、(株)今仙電機製作所、(株)瑞光、大王製紙(株)、(株)みずほフィナンシャルグループ、(株)正興電機製作所は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)		当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額	
					含み損益	減損処理額
非上場株式	2	2	0	—	(注)	—
非上場株式以外の株式	—	—	—	—	—	—

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「含み損益」は記載しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	29	—	29	—
連結子会社	—	—	—	—
計	29	—	29	—

(注) 上記のほか、当連結会計年度において、前連結会計年度の監査に係る追加報酬として1百万円を支払っております。

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から、監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定する手続としております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規程により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

① 会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の変更等についての情報を得ております。

② 監査法人等が主催する各種セミナーに定期的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,977	2,646
受取手形及び売掛金	3,351	3,049
商品及び製品	186	233
仕掛品	1,117	997
原材料及び貯蔵品	579	465
繰延税金資産	316	178
その他	410	369
貸倒引当金	△2	△0
流動資産合計	8,937	7,939
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,372	6,381
減価償却累計額	△4,496	△4,598
建物及び構築物（純額）	1,875	1,783
機械装置及び運搬具	11,386	11,179
減価償却累計額	△10,360	△10,199
機械装置及び運搬具（純額）	1,026	979
工具、器具及び備品	1,078	1,058
減価償却累計額	△983	△983
工具、器具及び備品（純額）	95	75
土地	295	289
リース資産	92	92
減価償却累計額	△38	△54
リース資産（純額）	54	38
建設仮勘定	15	53
有形固定資産合計	※1 3,362	※1 3,219
無形固定資産		
投資その他の資産	43	39
投資有価証券	※2 1,717	※2 1,436
賃貸不動産	3,242	3,248
減価償却累計額	△1,554	△1,617
賃貸不動産（純額）	※1 1,687	※1 1,630
退職給付に係る資産	354	443
その他	117	94
貸倒引当金	△42	△26
投資その他の資産合計	3,834	3,578
固定資産合計	7,240	6,837
資産合計	16,177	14,777

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,122	1,078
短期借入金	※1 2,624	※1 2,361
リース債務	38	37
未払法人税等	134	47
賞与引当金	378	355
役員賞与引当金	19	29
海外事業関連損失引当金	20	—
その他	709	532
流動負債合計	5,048	4,441
固定負債		
長期借入金	※1 1,526	※1 881
リース債務	67	29
繰延税金負債	759	583
資産除去債務	25	25
その他	187	164
固定負債合計	2,565	1,683
負債合計	7,614	6,124
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,509	2,509
資本剰余金	2,229	2,229
利益剰余金	3,215	3,727
自己株式	△285	△358
株主資本合計	7,668	8,108
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	488	331
為替換算調整勘定	197	122
退職給付に係る調整累計額	165	55
その他の包括利益累計額合計	852	510
新株予約権	41	34
非支配株主持分	—	—
純資産合計	8,563	8,652
負債純資産合計	16,177	14,777

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
売上高	11,372	11,022
売上原価	※2, ※3 9,182	※2, ※3 8,544
売上総利益	2,190	2,478
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,985	※1, ※2 1,799
営業利益	204	678
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	20	20
持分法による投資利益	38	53
不動産賃貸料	176	207
太陽光売電収入	20	37
為替差益	78	—
スクラップ売却益	54	24
その他	38	111
営業外収益合計	428	454
営業外費用		
支払利息	59	33
不動産賃貸原価	150	143
太陽光売電原価	23	37
為替差損	—	81
その他	27	42
営業外費用合計	260	337
経常利益	372	795
特別利益		
海外事業関連損失引当金戻入額	272	—
特別利益合計	272	—
特別損失		
減損損失	※4 461	—
海外事業関連損失	※5 67	—
特別損失合計	529	—
税金等調整前当期純利益	115	795
法人税、住民税及び事業税	151	47
法人税等調整額	△329	96
法人税等合計	△177	143
当期純利益	292	651
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△108	—
親会社株主に帰属する当期純利益	401	651

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
当期純利益	292	651
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	149	△156
為替換算調整勘定	64	△9
退職給付に係る調整額	63	△110
持分法適用会社に対する持分相当額	91	△65
その他の包括利益合計	※1 370	※1 △342
包括利益	663	308
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	782	308
非支配株主に係る包括利益	△119	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,509	2,229	2,964	△283	7,419
会計方針の変更による累積的影響額			△51		△51
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,509	2,229	2,912	△283	7,367
当期変動額					
剰余金の配当			△97		△97
親会社株主に帰属する当期純利益			401		401
自己株式の取得				△5	△5
ストックオプションの行使			△0	2	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	303	△2	300
当期末残高	2,509	2,229	3,215	△285	7,668

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	339	30	102	471	36	22	7,950
会計方針の変更による累積的影響額							△51
会計方針の変更を反映した当期首残高	339	30	102	471	36	22	7,898
当期変動額							
剰余金の配当							△97
親会社株主に帰属する当期純利益							401
自己株式の取得							△5
ストックオプションの行使							1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	149	167	63	381	5	△22	364
当期変動額合計	149	167	63	381	5	△22	664
当期末残高	488	197	165	852	41	—	8,563

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,509	2,229	3,215	△285	7,668
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,509	2,229	3,215	△285	7,668
当期変動額					
剰余金の配当			△134		△134
親会社株主に帰属する当期純利益			651		651
自己株式の取得				△93	△93
ストックオプションの行使			△4	21	16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	512	△72	439
当期末残高	2,509	2,229	3,727	△358	8,108

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	488	197	165	852	41	—	8,563
会計方針の変更による累積的影響額							—
会計方針の変更を反映した当期首残高	488	197	165	852	41	—	8,563
当期変動額							
剰余金の配当							△134
親会社株主に帰属する当期純利益							651
自己株式の取得							△93
ストックオプションの行使							16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△156	△75	△110	△342	△7	—	△350
当期変動額合計	△156	△75	△110	△342	△7	—	89
当期末残高	331	122	55	510	34	—	8,652

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	115	795
減価償却費	525	490
減損損失	461	-
海外事業関連損失引当金の増減額 (△は減少)	△272	△20
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△17
賞与引当金の増減額 (△は減少)	58	△23
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△8	9
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△21	-
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△215	△207
受取利息及び受取配当金	△21	△20
支払利息	59	33
持分法による投資損益 (△は益)	△38	△53
売上債権の増減額 (△は増加)	△211	274
たな卸資産の増減額 (△は増加)	415	176
仕入債務の増減額 (△は減少)	48	△14
その他	133	△170
小計	1,027	1,253
利息及び配当金の受取額	65	59
利息の支払額	△63	△34
法人税等の支払額	△71	△133
法人税等の還付額	13	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	970	1,144
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△564	△269
有形固定資産の売却による収入	27	20
賃貸不動産の取得による支出	△282	-
投資有価証券の取得による支出	-	△20
貸付けによる支出	△6	△8
その他	24	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	△802	△270
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△412	△156
長期借入れによる収入	600	-
長期借入金の返済による支出	△671	△739
配当金の支払額	△98	△135
リース債務の返済による支出	△44	△37
自己株式の取得による支出	△5	△93
その他	△2	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△634	△1,162
現金及び現金同等物に係る換算差額	26	△42
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△440	△330
現金及び現金同等物の期首残高	3,395	2,955
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,955	※1 2,624

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

株昭和電気接点工業所

株福岡機器製作所

株エヌ・ティーサービス

恩悌(上海)商貿有限公司

上海電科電工材料有限公司(注)

上海恩悌三義実業発展有限公司

NIPPON TUNGSTEN USA, INC.

恩悌(香港)有限公司

(注) 上海電科電工材料有限公司は、平成27年1月15日付で解散を決議し、清算手続中でありましたが、平成28年4月14日をもって清算終了となりました。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び名称

関連会社の数 1社

関連会社の名称 S Vニッタン(株)

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、恩悌(上海)商貿有限公司、上海電科電工材料有限公司、上海恩悌三義実業発展有限公司、NIPPON TUNGSTEN USA, INC. 及び恩悌(香港)有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品、仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)及び賃貸不動産

建物及び構築物

定額法

その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 3～10年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 海外事業関連損失引当金

海外事業の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段… 為替予約

ヘッジ対象… 製品輸出による外貨建売上債権

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。

また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表及び連結損益計算書については、明瞭性を高めることを目的として表示方法を見直した結果、以下のとおり、表示方法の変更を行っております。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました無形固定資産の「リース資産」、「その他」は、当連結会計年度より「無形固定資産」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、無形固定資産に表示しておりました「リース資産」23百万円、「その他」19百万円は、「無形固定資産」43百万円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

(1) 前連結会計年度における、営業外収益の「雑収入」は当連結会計年度より「その他」として表示しております。また、前連結会計年度において、営業外収益の「雑収入」に含めておりました「太陽光売電収入」は、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「雑収入」に表示しておりました59百万円は、「太陽光売電収入」20百万円、「その他」38百万円として組み替えております。

(2) 前連結会計年度における、営業外費用の「雑支出」は当連結会計年度より「その他」として表示しております。また、前連結会計年度において、営業外費用の「雑支出」に含めておりました「太陽光売電原価」は、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用の「雑支出」に表示しておりました50百万円は、「太陽光売電原価」23百万円、「その他」27百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
建物	290百万円	280百万円
土地	0百万円	0百万円
賃貸不動産	1,653百万円	1,593百万円
計	1,944百万円	1,874百万円
短期借入金	150百万円	150百万円
長期借入金	670百万円 (1年内返済分 20百万円含む)	670百万円 (1年内返済分 253百万円含む)
計	820百万円	820百万円

※2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	671百万円	612百万円

3 偶発債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
売上債権流動化に伴う受取手形譲渡高	956百万円	959百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料手当	815百万円	691百万円
賞与引当金繰入額	103百万円	92百万円
役員賞与引当金繰入額	19百万円	29百万円
退職給付費用	9百万円	8百万円

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	212百万円	193百万円

※3 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

(△は戻入益)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上原価	△48百万円	△2百万円

※4 減損損失

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として製造部門を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	金額(百万円)
中国上海市	事業用資産(粉末冶金)	機械装置等	226
中国上海市	事業用資産(産業用機器)	機械装置等	124
福岡県飯塚市	事業用資産(粉末冶金)	建物・機械装置等	110
合計			461

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、中国上海市の事業用資産の回収可能価額は、売却の可能性が見込めないものは零としております。福岡県飯塚市の事業用資産の回収可能価額は、不動産鑑定士による鑑定評価額により評価しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

※5 海外事業関連損失

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

海外事業関連損失の主な内容は、連結子会社であります上海電科電工材料有限公司の解散及び清算による損失見込額を計上しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	195百万円	△242百万円
組替調整額	—百万円	—百万円
税効果調整前	195百万円	△242百万円
税効果額	△45百万円	85百万円
その他有価証券評価差額金	149百万円	△156百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	64百万円	△9百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	190百万円	△117百万円
組替調整額	△48百万円	△46百万円
税効果調整前	142百万円	△164百万円
税効果額	△78百万円	54百万円
退職給付に係る調整額	63百万円	△110百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	91百万円	△65百万円
その他の包括利益合計	370百万円	△342百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	25,777,600	—	—	25,777,600
合計	25,777,600	—	—	25,777,600
自己株式				
普通株式	1,297,796	29,689	13,000	1,314,485
合計	1,297,796	29,689	13,000	1,314,485

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加29,689株は、所在不明株主の株式買取りによる増加23,376株及び単元未満株式の買取りによる増加6,313株によるものであります。普通株式の自己株式の減少13,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権		—				41
合計			—				41

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月14日 取締役会	普通株式	48	2	平成26年3月31日	平成26年6月6日
平成26年11月13日 取締役会	普通株式	48	2	平成26年9月30日	平成26年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	73	3	平成27年3月31日	平成27年6月5日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	25,777,600	—	—	25,777,600
合計	25,777,600	—	—	25,777,600
自己株式				
普通株式	1,314,485	506,956	98,000	1,723,441
合計	1,314,485	506,956	98,000	1,723,441

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加506,956株は、取締役会決議に基づく買取による増加500,000株及び単元未満株式の買取りによる増加6,956株によるものであります。普通株式の自己株式の減少98,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権			—			34
	合計			—			34

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月14日 取締役会	普通株式	73	3	平成27年3月31日	平成27年6月5日
平成27年11月11日 取締役会	普通株式	61	2.5	平成27年9月30日	平成27年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	120	5	平成28年3月31日	平成28年6月3日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	2,977百万円	2,646百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△22百万円	△22百万円
現金及び現金同等物	2,955百万円	2,624百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として事務用機器であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年以内	39百万円	32百万円
1年超	36百万円	一百万円
合計	75百万円	32百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金等の必要な資金は、金融機関からの借入れにより調達しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないことしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部の外貨建債権については為替の変動リスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は、主として運転資金であり償還日は決算日後5年以内であります。金利は、主として固定金利を採用しております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

デリバティブ取引については、契約先が信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないものと判断しております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建の営業債権の一部については、月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジをしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、当社の経営管理部が実行及び管理を担当しており、デリバティブ取引を行う場合は、社内規程により経理担当役員の決裁を得ることにしております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注)2を参照ください。）

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,977	2,977	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,351	3,351	—
(3) 投資有価証券	1,039	1,039	—
資産計	7,368	7,368	—
(4) 支払手形及び買掛金	1,122	1,122	—
(5) 短期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を除く)	1,884	1,884	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,265	2,271	5
負債計	5,273	5,278	5
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,646	2,646	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,049	3,049	—
(3) 投資有価証券	818	818	—
資産計	6,513	6,513	—
(4) 支払手形及び買掛金	1,078	1,078	—
(5) 短期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を除く)	1,716	1,716	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,526	1,534	8
負債計	4,321	4,330	8
デリバティブ取引	—	—	—

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	677	618

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	2,949	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,351	—	—	—
合計	6,300	—	—	—

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	2,637	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,049	—	—	—
合計	5,686	—	—	—

(注) 4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	739	645	503	287	90

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	645	503	287	90	—

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	1,039	319	719
小計	1,039	319	719
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,039	319	719

(注) 時価のないものについては、上表に含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	791	314	477
小計	791	314	477
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	26	26	△0
小計	26	26	△0
合計	818	340	477

(注) 時価のないものについては、上表に含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	429	—	(注)

(注) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	340	—	(注)

(注) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付年金制度を採用しております。

また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、国内連結子会社は確定拠出型年金である中小企業退職金共済制度に加入しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,348	2,494
会計方針の変更による累積的影響額	51	—
会計方針の変更を反映した期首残高	2,400	2,494
勤務費用	139	138
利息費用	21	22
数理計算上の差異の発生額	3	△3
退職給付の支払額	△71	△251
退職給付債務の期末残高	2,494	2,401

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	2,327	2,848
期待運用収益	69	85
数理計算上の差異の発生額	194	△121
事業主からの拠出額	328	283
退職給付の支払額	△71	△251
年金資産の期末残高	2,848	2,845

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,494	2,401
年金資産	△2,848	△2,845
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△354	△443
退職給付に係る負債	—	—
退職給付に係る資産	△354	△443
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△354	△443

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	139	138
利息費用	21	22
期待運用収益	△69	△85
数理計算上の差異の費用処理額	△48	△46
確定給付制度に係る退職給付費用	43	28

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
未認識数理計算上の差異	142	△164
合計	142	△164

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識数理計算上の差異	244	79
合計	244	79

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	42%	44%
株式	31%	29%
保険資産（一般勘定）	18%	19%
その他	9%	8%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するにあたり、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.895%	0.895%
長期期待運用収益率	3.0%	3.0%

(注) 予想昇給率については、平成25年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3 確定拠出制度

連結子会社の中小企業退職金共済制度への要拠出額は、前連結会計年度3百万円、当連結会計年度3百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	7	9

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション (第1回)
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名(社外取締役除く)
株式の種類及び付与数	普通株式 66,000株
付与日	平成19年8月27日
権利確定条件	平成20年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成19年定時株主総会(平成19年6月28日) 至 平成20年定時株主総会
権利行使期間	自 平成19年8月28日 至 平成39年8月27日

	平成20年ストック・オプション (第2回)
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名(社外取締役除く)
株式の種類及び付与数	普通株式 120,000株
付与日	平成20年8月26日
権利確定条件	平成21年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成20年定時株主総会(平成20年6月26日) 至 平成21年定時株主総会
権利行使期間	自 平成20年8月27日 至 平成40年8月26日

	平成22年ストック・オプション (第3回)
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名(社外取締役除く)
株式の種類及び付与数	普通株式51,000株
付与日	平成23年2月25日
権利確定条件	平成23年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成22年定時株主総会(平成22年6月25日) 至 平成23年定時株主総会
権利行使期間	自 平成23年2月26日 至 平成43年2月25日

平成23年ストック・オプション（第4回）	
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名(社外取締役除く)
株式の種類及び付与数	普通株式49,000株
付与日	平成24年2月27日
権利確定条件	平成24年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成23年定時株主総会(平成23年6月28日) 至 平成24年定時株主総会
権利行使期間	自 平成24年2月28日 至 平成44年2月27日

平成25年ストック・オプション（第5回）	
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名(社外取締役除く)
株式の種類及び付与数	普通株式56,000株
付与日	平成26年3月3日
権利確定条件	平成26年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成25年定時株主総会(平成25年6月26日) 至 平成26年定時株主総会
権利行使期間	自 平成26年3月4日 至 平成46年3月3日

平成26年ストック・オプション（第6回）	
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名(社外取締役除く)
株式の種類及び付与数	普通株式48,000株
付与日	平成27年3月2日
権利確定条件	平成27年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成26年定時株主総会(平成26年6月25日) 至 平成27年定時株主総会
権利行使期間	自 平成27年3月3日 至 平成47年3月2日

	平成27年ストック・オプション（第7回）
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名（社外取締役除く）
株式の種類及び付与数	普通株式72,000株
付与日	平成28年3月14日
権利確定条件	平成28年定時株主総会日まで継続して当社の取締役に就任していること。 上記の日までに当社の取締役を退任した場合は、在任月数相当分の新株予約権に限る。
対象勤務期間	自 平成27年定時株主総会（平成27年6月26日） 至 平成28年定時株主総会
権利行使期間	自 平成28年3月15日 至 平成48年3月14日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・オプション (第1回)	平成20年 ストック・オプション (第2回)	平成22年 ストック・オプション (第3回)	平成23年 ストック・オプション (第4回)
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	27,000	54,000	47,000	45,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	20,000	40,000	11,000	11,000
失効	—	—	—	—
未行使残	7,000	14,000	36,000	34,000

	平成25年 ストック・オプション (第5回)	平成26年 ストック・オプション (第6回)	平成27年 ストック・オプション (第7回)
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	72,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	72,000
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	51,000	48,000	—
権利確定	—	—	72,000
権利行使	12,000	4,000	—
失効	—	—	—
未行使残	39,000	44,000	72,000

②単価情報

	平成19年 ストック・オプション (第1回)	平成20年 ストック・オプション (第2回)	平成22年 ストック・オプション (第3回)
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	195円	195円	195円
付与日における公正な評価単価	273円	142円	141円

	平成23年 ストック・オプション (第4回)	平成25年 ストック・オプション (第5回)	平成26年 ストック・オプション (第6回)
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	195円	195円	195円
付与日における公正な評価単価	152円	155円	152円

	平成27年 ストック・オプション (第7回)
会社名	提出会社
権利行使価格	1円
行使時平均株価	—円
付与日における公正な評価単価	133円

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	44.514%
予想残存期間	(注) 2	10年
予想配当	(注) 3	5.5円/株
無リスク利率	(注) 4	△0.052%

(注) 1. 平成18年3月14日～平成28年3月14日の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成27年3月期の期末配当実績及び平成28年3月期の中間配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であり、また過去の実績もないため、失効の見積数をゼロとしております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	124百万円	109百万円
海外事業関連損失	6百万円	一百万円
減損損失	183百万円	97百万円
減価償却費	61百万円	64百万円
繰越欠損金	330百万円	324百万円
その他	280百万円	217百万円
繰延税金資産小計	986百万円	814百万円
評価性引当額	△664百万円	△550百万円
繰延税金資産合計	322百万円	263百万円
(繰延税金負債)		
前払年金費用	35百万円	110百万円
買換資産圧縮積立金	420百万円	385百万円
その他有価証券評価差額金	230百万円	145百万円
退職給付に係る調整累計額	78百万円	24百万円
繰延税金負債合計	765百万円	666百万円
繰延税金負債の純額	442百万円	403百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.4%	32.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.5%	1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	△2.0%
住民税均等割	10.1%	1.5%
評価性引当額	△145.8%	△10.2%
持分法投資損益	△11.8%	△2.2%
税率変更による影響	△20.1%	△1.0%
特別税額控除	△27.4%	—%
その他	△1.4%	△2.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△154.4%	18.1%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%に、それぞれ変更されております。なお、当該変更による影響は、軽微であります。

(賃貸等不動産関係)

当社は、福岡県において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しております。

また、当社及び一部の連結子会社は東京都その他の地域において、賃貸用の土地を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は26百万円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は64百万円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

なお、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び連結会計年度における主な変動並びに連結会計年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	1,467	1,687
期中増減額	220	△56
期末残高	1,687	1,630
期末時価	2,331	2,406

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品の製造方法により事業セグメントを識別しており、「粉末冶金事業」「産業用機器事業」の2つを報告セグメントとしております。

「粉末冶金事業」は、タングステン線、電気接点、電極、磁気ヘッド基板、NTダイカッター等を製造販売しております。「産業用機器事業」は自動化・省力化機器等を製造販売しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一です。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	粉末冶金	産業用機器	計				
売上高							
外部顧客への売上高	10,448	916	11,364	7	11,372	—	11,372
セグメント間の内部 売上高又は振替高	53	212	266	14	281	△281	—
計	10,502	1,128	11,631	22	11,653	△281	11,372
セグメント利益 又は損失(△)	768	△142	626	△2	623	△419	204
セグメント資産	12,385	745	13,131	107	13,238	2,938	16,177
その他の項目							
減価償却費	405	26	432	0	432	92	525
のれんの償却費	—	8	8	—	8	—	8
減損損失	336	124	461	—	461	—	461
持分法適用会社への 投資額	671	—	671	—	671	—	671
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	344	40	384	—	384	183	568

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理業等を含んでおります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△419百万円は、主に報告セグメントに帰属しない全社費用であります。全社費用は当社管理部門の一般管理費（△450百万円）であります。

(2) セグメント資産の調整額2,938百万円は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産であります。全社資産の主なものは、賃貸不動産及び長期投資資金（投資有価証券）に係る資産等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額183百万円は、本社建物の設備投資額等であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	粉末冶金	産業用機器	計				
売上高							
外部顧客への売上高	9,502	1,515	11,017	4	11,022	—	11,022
セグメント間の内部 売上高又は振替高	228	181	410	12	422	△422	—
計	9,730	1,697	11,428	16	11,444	△422	11,022
セグメント利益 又は損失(△)	1,030	△6	1,024	△5	1,018	△340	678
セグメント資産	11,244	765	12,009	104	12,114	2,662	14,777
その他の項目							
減価償却費	372	9	381	0	381	109	490
のれんの償却費	—	—	—	—	—	—	—
減損損失	—	—	—	—	—	—	—
持分法適用会社への 投資額	612	—	612	—	612	—	612
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	301	3	304	—	304	1	305

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理業等を含んでおります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△340百万円は、主に報告セグメントに帰属しない全社費用であります。全社費用は当社管理部門の一般管理費（△454百万円）であります。

(2) セグメント資産の調整額2,662百万円は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産であります。全社資産の主なものは、賃貸不動産及び長期投資資金（投資有価証券）に係る資産等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1百万円は、本社建物の設備投資額等であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	北米地域	欧州地域	アジア地域	その他の地域	合計
8,443	1,659	493	486	239	50	11,372

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日立金属株式会社	1,199	粉末冶金

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	北米地域	欧州地域	アジア地域	その他の地域	合計
8,243	1,337	664	499	258	18	11,022

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はS Vニッタン(株)であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	797	807
固定資産合計	776	666
流動負債合計	44	53
固定負債合計	47	47
純資産合計	1,482	1,372
売上高	793	967
税引前当期純利益金額	95	137
当期純利益金額	78	109

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	348.33円	358.29円
1株当たり当期純利益金額	16.42円	26.65円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	16.27円	26.42円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	401	651
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	401	651
普通株式の期中平均株式数 (千株)	24,464	24,450
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数 (千株)	230	210
(うち新株予約権数) (千株)	(230)	(210)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	—	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成27年3月31日)	当連結会計年度末 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	8,563	8,652
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	41	34
(うち新株予約権 (百万円))	(41)	(34)
(うち非支配株主持分 (百万円))	(—)	(—)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	8,521	8,618
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普 通株式の数 (千株)	24,463	24,054

(重要な後発事象)

(セグメント区分の変更)

当社グループの報告セグメントの区分は、当連結会計年度において「粉末冶金事業」「産業用機器事業」としておりましたが、市場対応型組織への変更に伴い、翌連結会計年度より「電機部品事業」「機械部品事業」に変更することとしました。

なお、変更後のセグメント区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	電機部品事業	機械部品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	4,623	6,394	11,017	4	11,022	—	11,022
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	57	58	12	70	△70	—
計	4,624	6,452	11,076	16	11,093	△70	11,022
セグメント利益 又は損失(△)	24	1,102	1,126	△5	1,120	△442	678

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△442百万円は、主に報告セグメントに帰属しない全社費用であります。全社費用は当社管理部門の一般管理費(△454百万円)であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,884	1,716	0.87	—
1年以内に返済予定の長期借入金	739	645	0.98	—
1年以内に返済予定のリース債務	38	37	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,526	881	0.93	平成29年4月18日～平成31年12月26日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	67	29	—	平成29年4月6日～平成32年4月6日
その他有利子負債 預り営業保証金	14	15	0.3	—
計	4,270	3,324	—	—

(注) 1 平均利率は、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	503	287	90	—
リース債務	19	8	1	0
その他有利子負債	—	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	2,983	5,682	8,370	11,022
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額(百万円)	248	323	648	795
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額(百万円)	195	237	497	651
1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	7.99	9.67	20.28	26.65

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	7.99	1.69	10.60	6.36

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,609	2,157
受取手形	314	329
売掛金	2,809	2,614
商品及び製品	125	143
仕掛品	1,004	950
原材料及び貯蔵品	555	437
繰延税金資産	308	166
その他	461	382
貸倒引当金	△1	△0
流動資産合計	※2 8,188	※2 7,182
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,794	1,718
機械装置及び運搬具	994	960
工具、器具及び備品	93	73
土地	285	280
リース資産	51	36
建設仮勘定	14	52
有形固定資産合計	※1 3,234	※1 3,122
無形固定資産	30	31
投資その他の資産		
投資有価証券	1,034	816
関係会社株式	305	305
関係会社出資金	124	124
関係会社長期貸付金	295	186
前払年金費用	109	364
賃貸不動産	※1 1,701	※1 1,644
その他	68	66
貸倒引当金	△322	△213
投資その他の資産合計	※2 3,318	※2 3,295
固定資産合計	6,583	6,449
資産合計	14,771	13,631

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	129	168
買掛金	1,010	896
短期借入金	※1 2,739	※1 2,535
リース債務	22	22
未払法人税等	126	16
賞与引当金	356	332
役員賞与引当金	14	26
海外事業関連損失引当金	47	-
その他	632	487
流動負債合計	※2 5,080	※2 4,485
固定負債		
長期借入金	※1 1,526	※1 881
リース債務	49	26
繰延税金負債	678	557
資産除去債務	25	25
その他	183	161
固定負債合計	2,462	1,652
負債合計	7,543	6,137
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,509	2,509
資本剰余金	2,229	2,229
資本準備金	2,229	2,229
利益剰余金	2,249	2,750
その他利益剰余金	2,249	2,750
買換資産圧縮積立金	890	880
別途積立金	1,000	1,000
繰越利益剰余金	358	869
自己株式	△285	△358
株主資本合計	6,702	7,130
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	483	329
評価・換算差額等合計	483	329
新株予約権	41	34
純資産合計	7,228	7,494
負債純資産合計	14,771	13,631

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
売上高	※1 9,853	※1 9,983
売上原価	※1 7,909	※1 7,880
売上総利益	1,943	2,102
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,561	※1, ※2 1,479
営業利益	382	622
営業外収益		
受取利息及び配当金	97	96
不動産賃貸料	198	229
太陽光売電収入	20	37
為替差益	63	-
その他	78	91
営業外収益合計	※1 459	※1 454
営業外費用		
支払利息	38	32
不動産賃貸原価	155	146
太陽光売電原価	23	37
為替差損	-	45
貸倒引当金繰入額	-	34
その他	15	25
営業外費用合計	※1 232	※1 321
経常利益	609	756
特別利益		
海外事業関連損失引当金戻入額	272	-
特別利益合計	272	-
特別損失		
減損損失	120	-
関係会社出資金評価損	127	-
貸倒引当金繰入額	295	-
海外事業関連損失引当金繰入額	26	-
特別損失合計	569	-
税引前当期純利益	311	756
法人税、住民税及び事業税	133	10
法人税等調整額	△341	105
法人税等合計	△207	116
当期純利益	519	639

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
				買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,509	2,229	2,229	881	1,000	△0	1,880
会計方針の変更による 累積的影響額						△51	△51
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,509	2,229	2,229	881	1,000	△52	1,828
当期変動額							
買換資産圧縮積立金の 取崩				△33		33	—
買換資産圧縮積立金 (税制改正分)の積立				43		△43	—
剰余金の配当						△97	△97
当期純利益						519	519
自己株式の取得							
ストックオプションの 行使						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	9	—	411	421
当期末残高	2,509	2,229	2,229	890	1,000	358	2,249

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△283	6,335	335	335	36	6,707
会計方針の変更による 累積的影響額		△51				△51
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△283	6,283	335	335	36	6,655
当期変動額						
買換資産圧縮積立金の 取崩		—				—
買換資産圧縮積立金 (税制改正分)の積立		—				—
剰余金の配当		△97				△97
当期純利益		519				519
自己株式の取得	△5	△5				△5
ストックオプションの 行使	2	1				1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			148	148	5	153
当期変動額合計	△2	418	148	148	5	572
当期末残高	△285	6,702	483	483	41	7,228

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
				買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,509	2,229	2,229	890	1,000	358	2,249
会計方針の変更による 累積的影響額							
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,509	2,229	2,229	890	1,000	358	2,249
当期変動額							
買換資産圧縮積立金の 取崩				△30		30	—
買換資産圧縮積立金 (税制改正分)の積立				20		△20	—
剰余金の配当						△134	△134
当期純利益						639	639
自己株式の取得							
ストックオプションの 行使						△4	△4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)							
当期変動額合計	—	—	—	△10	—	510	500
当期末残高	2,509	2,229	2,229	880	1,000	869	2,750

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△285	6,702	483	483	41	7,228
会計方針の変更による 累積的影響額						
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△285	6,702	483	483	41	7,228
当期変動額						
買換資産圧縮積立金の 取崩		—				—
買換資産圧縮積立金 (税制改正分)の積立		—				—
剰余金の配当		△134				△134
当期純利益		639				639
自己株式の取得	△93	△93				△93
ストックオプションの 行使	21	16				16
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			△154	△154	△7	△162
当期変動額合計	△72	427	△154	△154	△7	265
当期末残高	△358	7,130	329	329	34	7,494

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)及び賃貸不動産

建物及び構築物

定額法

その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 3～10年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理することとしております。

(5) 海外事業関連損失引当金

海外事業の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。

また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

当該表示方法の変更により影響を受ける主な項目に係る前事業年度における金額は以下のとおりであります。

(貸借対照表関係)

(1) 前事業年度において、区分掲記しておりました流動資産の「前払費用」33百万円は、「その他」に含めて表示しております。

(2) 前事業年度において、区分掲記しておりました有形固定資産の「建物」5,597百万円及び「減価償却累計額」△3,953百万円、「構築物」583百万円及び「減価償却累計額」△432百万円は、「建物及び構築物」1,794百万円として表示しております。

(3) 前事業年度において、区分掲記しておりました有形固定資産の「機械及び装置」10,485百万円及び「減価償却累計額」△9,492百万円、「車両運搬具」45百万円及び「減価償却累計額」△43百万円は、「機械装置及び運搬具」994百万円として表示しております。

(4) 前事業年度において、区分掲記しておりました有形固定資産の「工具、器具及び備品」994百万円及び「減価償却累計額」△901百万円は、「工具、器具及び備品」93百万円として表示しております。

(5) 前事業年度において、区分掲記しておりました有形固定資産の「リース資産」82百万円及び「減価償却累計額」△30百万円は、「リース資産」51百万円として表示しております。

(6) 前事業年度において、区分掲記しておりました無形固定資産の「ソフトウェア」16百万円、「リース資産」13百万円は、「無形固定資産」30百万円として表示しております。

(7) 前事業年度において、区分掲記しておりました投資その他資産の「賃貸不動産」3,281百万円及び「減価償却累計額」△1,579百万円は、「賃貸不動産」1,701百万円として表示しております。

(8) 前事業年度において、区分掲記しておりました流動負債の「1年内返済予定の長期借入金」739百万円は、「短期借入金」に含めて表示しております。

(9) 前事業年度において、区分掲記しておりました流動負債の「未払金」187百万円、「未払費用」235百万円、「未払消費税等」153百万円、「預り金」14百万円は、「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

(1) 前事業年度において、区分掲記しておりました「商品及び製品期首たな卸高」131百万円、「当期製品製造原価」7,136百万円、「当期商品仕入高」743百万円、「原材料評価損」29百万円、「他勘定振替高」5百万円、「商品及び製品期末たな卸高」125百万円は、「売上原価」7,909百万円として表示しております。

(2) 前事業年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「受取利息」14百万円、「受取配当金」82百万円は、「受取利息及び配当金」97百万円として表示しております。

(3) 前事業年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「スクラップ売却益」54百万円、「雑収入」24百万円は、「その他」78百万円として表示しております。

(4) 前事業年度において、区分掲記しておりました営業外費用の「雑支出」15百万円は、「その他」15百万円として表示しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	290百万円	280百万円
土地	0百万円	0百万円
賃貸不動産	1,653百万円	1,593百万円
計	1,944百万円	1,874百万円
短期借入金	150百万円	150百万円
長期借入金	670百万円 (1年内返済分 20百万円含む)	670百万円 (1年内返済分 253百万円含む)
計	820百万円	820百万円

※2 関係会社に対する金銭債権及び債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	213百万円	197百万円
長期金銭債権	295百万円	186百万円
短期金銭債務	412百万円	424百万円

3 偶発債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
売上債権流動化に伴う受取手形譲渡高	956百万円	959百万円

4 債務保証

下記の関係会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
上海恩悌三義実業发展有限公司	251百万円	173百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	347百万円	633百万円
仕入高	889百万円	1,001百万円
その他	19百万円	12百万円
営業取引以外の取引による取引高	171百万円	177百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料手当	617百万円	557百万円
賞与引当金繰入額	99百万円	88百万円
役員賞与引当金繰入額	14百万円	26百万円
退職給付費用	9百万円	7百万円
減価償却費	30百万円	32百万円
販売費に属する費用のおおよその割合	40%	41%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	60%	59%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

種類	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(1) 子会社株式	238	238
(2) 関連会社株式	67	67
計	305	305

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	116百万円	101百万円
海外事業関連損失	15百万円	一百万円
減損損失	81百万円	70百万円
減価償却費	61百万円	64百万円
繰越欠損金	一百万円	16百万円
関係会社出資金評価損	206百万円	240百万円
貸倒引当金	251百万円	68百万円
その他	136百万円	100百万円
繰延税金資産小計	870百万円	663百万円
評価性引当額	△555百万円	△413百万円
繰延税金資産合計	315百万円	249百万円
(繰延税金負債)		
前払年金費用	35百万円	110百万円
買換資産圧縮積立金	420百万円	385百万円
その他有価証券評価差額金	228百万円	144百万円
繰延税金負債合計	684百万円	641百万円
繰延税金負債の純額	369百万円	391百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.4%	32.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0%	1.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.0%	△3.2%
住民税均等割	3.6%	1.5%
評価性引当額	△81.6%	△16.2%
税率変更による影響	△7.2%	△1.1%
特別税額控除	△10.1%	—%
その他	△1.8%	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△66.7%	15.4%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%に、それぞれ変更されております。なお、当該変更による影響は、軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物及び構築物	1,794	42	6	111	1,718	4,477
	機械装置及び運搬具	994	185	4	214	960	9,503
	工具、器具及び備品	93	24	0	43	73	913
	土地	285	—	5	—	280	—
	リース資産	51	—	—	15	36	46
	建設仮勘定	14	395	357	—	52	—
	計	3,234	647	374	385	3,122	14,940
無形固定資産	計	—	—	—	10	31	29

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械装置及び運搬具の増加	基山工場	133百万円
	宇美工場	28百万円
	飯塚工場	23百万円

2 無形固定資産の金額に重要性がないため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	323	186	296	213
賞与引当金	356	332	356	332
役員賞与引当金	14	26	14	26
海外事業関連損失引当金	47	—	47	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

記載すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.nittan.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第104期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月29日福岡財務支局長に提出
- (2) 内部統制報告書
事業年度 第104期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月29日福岡財務支局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
第105期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月6日福岡財務支局長に提出
第105期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)平成27年11月11日福岡財務支局長に提出
第105期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月9日福岡財務支局長に提出
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
平成27年6月29日福岡財務支局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書
平成28年4月22日福岡財務支局長に提出
- (5) 自己株券買付状況報告書
平成28年3月15日、平成28年4月7日福岡財務支局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

日本タングステン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 工 藤 重 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 田 秀 敏 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本タングステン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本タングステン株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本タングステン株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

日本タングステン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 工 藤 重 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 田 秀 敏 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本タングステン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第105期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 日本タングステン株式会社

【英訳名】 Nippon Tungsten Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 後 藤 信 志

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長後藤信志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用関連会社の全社的な内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性の観点から必要な範囲を決定し、業務プロセスに係る内部統制については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ合理的に決定いたしました。

全社的な内部統制の評価範囲は当社を含めた4社といたしました。なお、連結子会社5社及び持分法適用関連会社1社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

この全社的な内部統制の評価範囲と選定した4社は、評価対象となる内部統制全体を適切に理解した上で、関係者への質問、関連文書の閲覧等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、連結売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2／3に達している事業拠点である当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、たな卸資産、売上原価及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 日本タングステン株式会社

【英訳名】 Nippon Tungsten Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 後 藤 信 志

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福岡市博多区美野島一丁目2番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長後藤信志は、当社の第105期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

